第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して」を「即して」に改め、「関する基本方針」の下に「又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を加え、「という」を「と総称する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針においては、第一号から第四号までに掲げる事項を定めれば足りる。

第三条第二項に次の四号を加える。

五　特定母樹の増殖の実施の促進の目標

六　特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

七　特定増殖事業の実施方法に関する事項

八　特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本方針に定める前項第一号から第四号までに掲げる事項は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（第九条第二項第三号において単に「地域森林計画」という。）に適合するものでなければならない。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）」を「特定間伐等及び特定母樹の増殖」に改め、同条第二項第一号中「特定間伐等」の下に「及び特定母樹の増殖」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「特定間伐等」の下に「及び特定母樹の増殖」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

五　特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

第二条第三項中「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　基本指針に定める第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項（特定間伐等に係る部分に限る。）は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合するものでなければならない。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「特定間伐等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。

2　この法律において「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年度までの間に行われるものをいう。

3　この法律において「特定増殖事業」とは、特定母樹の増殖に関する事業であって、次に掲げるものをいう。

一　生産事業（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする生産事業者団体等（同項に規定する生産事業者の組織する団体その他政令で定める者をいう。以下同じ。）が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として当該生産事業者団体等の構成員その他政令で定める者に配布するために実施する事業

二　生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂を主として生産事業者団体等に配布するために実施する事業

三　生産事業を行い、又は行おうとする者が、特定母樹の増殖を行い、その増殖した特定母樹から採取する種穂から配布の目的をもって苗木を育成するために実施する事業

本則に次の二条を加える。

（報告の徴収）

第十五条　特定都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定増殖事業者に対し、認定特定増殖事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十六条　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

目次中「第六章　機械器具に係る措置（第七十七条―第八十一条）」を「第六章　機械器具等に係る措置（第七十七条―第八十一条）
第七章　電気事業者に係る措置（第七十七条―第八十一条の二―第八十一条の五）
第八章　熱損失防止建築材料に係る措置（第八十一条の六・第八十一条の七）
」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第一条中「機械器具」を「機械器具等」に改め、「所要の措置」の下に「、電気の需要の平準化に関する所要の措置」を加え、「合理化を」を「合理化等を」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「電気の需要の平準化」とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

第三条第一項中「係るエネルギーの使用の合理化」の下に「及び電気の需要の平準化」を加え、「合理化に」を「合理化等に」に改め、同条第二項中「措置に関する基本的な事項」の下に「、電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」を加え、「合